

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	国民健康保険(賦課・徴収)に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

さいたま市は、国民健康保険(賦課・徴収)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国民健康保険(賦課・徴収)に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

さいたま市長

公表日

令和5年8月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険(賦課・徴収)に関する事務
②事務の概要	<p>【賦課業務概要】 地方税法等の法令に従い国民健康保険税賦課業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none">課税準備事務<ol style="list-style-type: none">国民健康保険の被保険者資格等の整理国民健康保険税簡易申告書の発送前住所地への課税状況の照会課税資料等受付事務<ol style="list-style-type: none">国民健康保険税簡易申告書の受付所得照会書の受付年金特別徴収対象者の取得個人住民税情報の取得賦課決定事務<ol style="list-style-type: none">賦課計算納税通知書の作成及び送付年金保険者への通知賦課変更事務 賦課決定通知後に賦課決定内容に変更があった場合に、賦課決定内容を変更して通知する。返戻・公示事務 送付先不明などの理由で納税通知書が返送された場合の管理や、公示送達を行う。その他<ol style="list-style-type: none">市民税課への簡易申告書の回送失業軽減適用事務減免事務 <p>【特定個人情報を使用して実施する事務の具体的な内容】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(番号法)に基づき、国民健康保険(賦課・徴収)に関する事務では、以下の事務において特定個人情報を取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none">個人番号の取得<ol style="list-style-type: none">国保資格システムより住民登録外(以下、住登外という。)被保険者を含め、個人番号を取得する。国民健康保険税簡易申告書等の課税資料に記載された個人番号より、未登録の個人番号を取得する。個人番号の利用<ol style="list-style-type: none">本人確認(真正性の確認)個人番号による個人の特定帳票への印字最新住所確認特定個人情報の提供<ol style="list-style-type: none">個人番号を含むデータを番号連携サーバへアップし、番号連携サーバから中間サーバへ送信し、他市から情報提供ネットワーク経由でデータを利用できるようにする。宛名システムより、個人番号を含む宛名情報を番号連携サーバに送信し、番号連携サーバにて団体内統合宛名番号を採番する。その後、番号連携サーバから符号要求を行い符号生成を行う。特定個人情報の利用<ol style="list-style-type: none">番号連携サーバより、他医療保険者の医療保険給付関係情報の照会等を行う。番号連携サーバより、他市町村長の地方税関係情報の照会等を行う。番号連携サーバより、他市町村長の住民票関係情報の照会等を行う。番号連携サーバより、厚生労働大臣の失業等給付関係情報の照会等を行う。番号連携サーバより、厚生労働大臣等の年金給付関係情報の照会等を行う。番号連携サーバより、都道府県知事の障害者関係情報の照会等を行う。番号連携サーバより、都道府県知事等の生活保護関係情報の照会等を行う。

	<p>【番号連携サーバ・中間サーバにおける事務の内容】</p> <ol style="list-style-type: none"> 新規個人番号の宛名情報が連携された際に、情報提供用個人番号識別符号の取得要求を行う。(番号連携サーバ要件) 番号を法別表第2に記載されている提供側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムに提供する。(番号連携サーバ、中間サーバ要件) 番号法別表第2に記載されている照会側業務について、業務情報を情報提供ネットワークシステムを使用して取得する。(番号連携サーバ、中間サーバ要件) <p>【収納業務概要】 地方税法等の法律に従い収納業務で以下の事務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 調定登録 <ol style="list-style-type: none"> 当初課税による調定の登録 課税更正による調定の変更 収納消込事務 各納付チャンネルからの入金情報について、納付書等の情報をもとに該当する調定情報を特定し、消込を行う。 口座振替管理事務 口座振替依頼書の管理を行い、金融機関に対して口座振替請求データや結果データの授受を行う。 還付・充当事務 課税更正による調定変更、収納消込の結果、収入が調定を超えて納め過ぎの状態になった場合、還付または充当を行う。 返戻・公示事務 送付先不明などの理由で督促状が返送された場合の管理や、公示送達を行う。 年次繰越事務 <ol style="list-style-type: none"> 年次決算事務 滞納繰越事務 <p>【滞納業務概要】 地方税法等の法律に従い滞納業務で以下の事務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 督促事務 納期限までに完納しない納税者に対し、納期限後30日以内に督促状を発送する。 催告事務 督促を行ったにもかかわらず、完納されない滞納者については、さらに納付を促すために催告を行う。 徴収猶予事務 納税者(滞納者)からの申し入れで納期限までに納付できない事情があり、税金の徴収を延期すれば完納を見込める納税者には、申請により徴収猶予を行う。 財産調査事務 催告や納税相談の効果がなく完納の見込みが立たないときは、滞納処分の方針を決定するために、滞納者の財産調査を行う。 滞納処分事務 財産調査の結果、納付できる経済力があるにもかかわらず、納付の意志がないと判断した滞納者に対し滞納処分を行う。 <ol style="list-style-type: none"> 差押 換価 配当
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> 国民健康保険システム(国民健康保険賦課システム) 総合宛名システム 番号連携サーバ 中間サーバ ペイジー口座振替受付サービス利用システム 連携基盤システム(庁内連携システム) 個人住民税システム 税収納システム 滞納整理システム

2. 特定個人情報ファイル名	
1. 国保賦課特定個人情報ファイル 2. 国保収納特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>以下の法令上の根拠により、「地方税の賦課徴収」である国民健康保険(賦課・収納)に関する事務において個人番号を利用する。</p> <p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(番号法)</p> <p>第9条(利用範囲) 第1項: 番号法別表第1に規定された事務</p> <p><番号法別表第1>上欄16: 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの。</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条</p> <p>3. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十八号)(以下、この評価書において「番号法施行令」という。)により、地方税法等の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 実施する</p> <p style="text-align: right;">2) 実施しない</p> <p style="text-align: right;">3) 未定</p> <p>[実施する]</p>
②法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(番号法)</p> <p>第19条(特定個人情報の提供の制限) 第8号: <別表第2における情報提供の根拠> (第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項)</p> <p><別表第2における情報照会の根拠> (第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっているもの):27の項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「医療保険者又は後期高齢者医療広域連合」より「医療保険給付関係情報」であって主務省令で定めるもの ・「都道府県知事」より「障害者関係情報」であって主務省令で定めるもの ・「都道府県知事等」より「生活保護関係情報」であって主務省令で定めるもの ・「市町村長」より「地方税関係情報又は住民票関係情報」であって主務省令で定めるもの ・「厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等」より「年金給付関係情報」であって主務省令で定めるもの ・「厚生労働大臣」より「失業等給付関係情報」であって主務省令で定めるもの <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	さいたま市 福祉局 生活福祉部 国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	各区役所 暮らし応援室 住所: 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号 他
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉局生活福祉部国保年金課 〒330-9588 住所: さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月16日	I 基本情報 5評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 木村 政夫	課長 白石 浩	事後	人事異動のため、重要な変更には該当しない
平成31年2月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長 白石 浩	国民健康保険課長	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な変更には該当しない
平成31年2月1日	IV リスク対策	—	項目追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、重要な変更には該当しない
令和1年6月21日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p><別表第2における情報提供の根拠> (第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項): 1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項</p>	<p><別表第2における情報提供の根拠> (第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項)</p>	事後	文言の修正
令和1年6月21日	II しきい値判断項目、3. 重大事故	発生なし	発生あり	事後	評価実施機関における特定個人情報に関する重大事故の発生による変更
令和1年6月21日	IV リスク対策、9. 従業者に対する教育・啓発	十分に行っている	特に力を入れて行っている	事後	評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故の発生があったことに伴う見直し
令和2年6月8日	I 基本情報、1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務、③システムの名称	国民健康保険システム(国民健康保険収納システム)	削除	事後	使用するシステムが別のシステムに移行されたため
令和2年6月8日	II しきい値判断項目、3. 重大事故	発生あり	発生なし	事後	評価実施機関における重大事故の発生から1年を経過したことに伴う修正
令和2年6月8日	IV リスク対策、4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	十分に行っている	特に力を入れて行っている	事後	評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故の発生があったことに伴う見直し

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 関連情報、4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号	第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号	事前	番号法の改正があったため
令和3年8月20日	I 関連情報、1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務、②事務の概要【滞納業務概要】		4. 財産調査事務 催告や納税相談の効果がなく完納の見込みが立たないときは、滞納処分の方針を決定するために、滞納者の財産調査を行う。 5. 滞納処分手務 財産調査の結果、納付できる経済力があるにもかかわらず、納付の意志がないと判断した滞納者に対し滞納処分を行う。 (1)差押 (2)換価 (3)配当	事後	全項目評価書と揃えたため
令和3年8月20日	I 関連情報、1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務、②事務の概要【特定個人情報を使用して実施する事務の具体的な内容】3. 特定個人情報の提供	(2)宛名システムより、個人番号を含む宛名情報を番号連携サーバに送信し、番号連携サーバにて団体内統一宛名番号を採番する。その後、番号連携サーバから符号要求を行い符号生成を行う。	(2)宛名システムより、個人番号を含む宛名情報を番号連携サーバに送信し、番号連携サーバにて団体内統合宛名番号を採番する。その後、番号連携サーバから符号要求を行い符号生成を行う。	事後	文言の修正
令和3年8月20日	I 関連情報、1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務、②事務の概要【特定個人情報を使用して実施する事務の具体的な内容】4. 特定個人情報の利用		(6)番号連携サーバより、都道府県知事の障害者関係情報の照会等を行う。 (7)番号連携サーバより、都道府県知事等の生活保護関係情報の照会等を行う。	事後	文言の修正
令和5年8月18日	I 関連情報、5. 評価実施機関における担当部署、①部署	さいたま市 保健福祉局 福祉部 国民健康保険課	さいたま市 福祉局 生活福祉部 国保年金課	事後	組織改正による変更のため、重要な変更には該当しない
令和5年8月18日	I 関連情報、5. 評価実施機関における担当部署、②所属長の役職名	国民健康保険課長	国保年金課長	事後	組織改正による変更のため、重要な変更には該当しない
令和5年8月18日	I 関連情報、8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	保健福祉局福祉部国民健康保険課 〒330-9588 住所:さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号	福祉局生活福祉部国保年金課 〒330-9588 住所:さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号	事後	組織改正による変更のため、重要な変更には該当しない